

## 第2章 | 都市づくりの基本方針

### 1 上位・関連計画におけるまちづくりの方向性

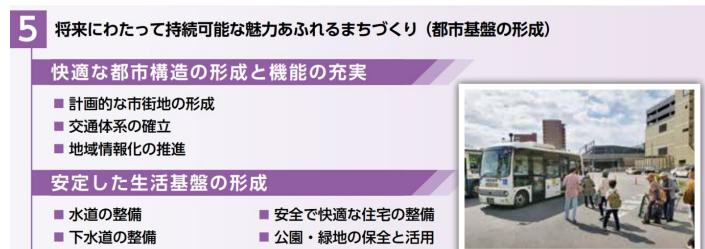
大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024 第2次基本計画

○めざすまちの姿（都市像）を『笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市』と定めた上で、「将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり（都市基盤の形成）」を6つの「基本的な政策」の1つとしています。

○「快適な都市構造の形成と機能の充実」の基本方針として、「少子高齢化の進展や人口減少社会を迎えるなか、多極ネットワーク型集約都市の形成に向け、多様な生活サービス機能が集積した県都にふさわしい風格ある広域都心と、自然・歴史・文化など地域の特性を生かした魅力ある地区拠点の形成を図る」とともに、「これらの拠点を中心に幹線道路の整備や公共交通網の充実などにより地域間の連携を強化し、総合的かつ計画的な都市の骨格形成を推進する」ものとしています。

○「交通体系の確立」の基本方針として、「市民、交通事業者、行政等の幅広い関係者が十分な連携・協働のもとで、だれもが利用できる持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るとともに、自家用車や自動二輪車、自転車等の私的交通との最適な組合せにより、まちづくりを支える交通体系の確立を図る」ものとしています。

図：基本的な政策の体系（抜粋）



### 第2期大分都市広域圏ビジョン

○大分都市広域圏の将来像を『人と地域を未来につなぐ大分都市広域圏』～温泉や南蛮文化など多彩な地域資源を活かした創造都市圏を目指して～として、「産業」「都市機能」「住民サービス」の3つの分野に区分し、11の方向性を定めます。

○「都市機能」については、高次の都市機能の集積・強化を目指し、高次都市機能の集積した中心拠点としての広域的公共交通網の構築、広域的な災害等に対応するため、災害時における自治体間の連携を図るものとしています。

○「住民サービス」については、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指し、地域の特性を生かした定住促進や防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造の構築、減災・防災体制の充実、地域公共交通ネットワークの維持・形成を図るものとしています。

図：大分都市広域圏の目指す方向性



## 大分市都市計画マスター プラン

○将来都市像の『笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市』を目指して、「県都にふさわしい広域都心の形成」、「広域的な交流・連携やまちづくりを支える交通体系の確立」、「ライフスタイルを豊かにする快適で安全な住環境と地区拠点を中心としたコンパクトな都市づくり」、「都市の個性と風格を醸成し集客力を高める都市の魅力創出」、「人と自然とが共生できる豊かな自然環境の保全・活用と身近な緑、水辺の再生」、「自然災害に備える防災機能の向上と危機管理体制の確立」、「産学官民が協働して参画する都市づくりの推進」を基本方針として定めています。

○将来都市構造においては、「都心拠点」、「地区拠点」、「臨海物流拠点」、「内陸産業拠点」といった拠点とともに「都市軸」を設定しています。

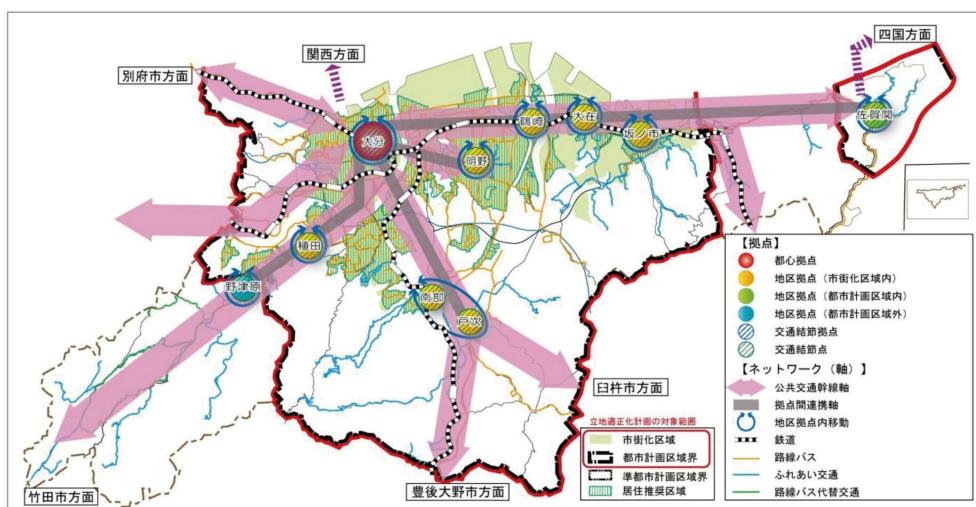
図：将来都市構造図



## 大分市地域公共交通計画

○地域公共交通の基本理念を「市民、交通事業者、行政が連携し、だれもが快適に移動できる公共交通ネットワークの構築を目指す」とし、「すべての人が住み慣れた場所で安心して生活できる公共交通の維持・活性化」、「風格とにぎわいのある都市拠点や地域の特性を活かした個性的で魅力ある地区拠点の形成を支える公共交通ネットワークの構築」、「利用者のニーズに合った効果的な公共交通ネットワークの構築」、「市民や来街者、だれもが分かりやすく利用しやすい公共交通の環境整備」を基本方針として定めています。

図：大分市の地域公共交通網のあるべき姿



## 2 基本理念と都市づくりの基本方針

少子高齢化の進展や人口減少社会を迎えるなか、上位計画である「大分市都市計画マスタートップラン」に掲げる「県都にふさわしい広域都心の形成」、「ライフスタイルを豊かにする快適で安全な住環境と地区拠点を中心としたコンパクトな都市づくり」などの「都市づくり方針」や第1章で整理した「目指すべき方向性」に加え、これまでの都市の成り立ちなども考慮し、本計画の基本理念と都市づくりの基本方針を定めます。

JR大分駅を中心とした中心市街地及びその周辺部においては、「都心部の魅力の創出や都市機能の集積・強化」を図り、県都及び東九州の中核として重要な拠点となる「大分都心拠点」の形成を図ります。また、旧市町の中心部など歴史的に地区の中心的役割を担ってきた各「地区拠点」においては、地区の特性を生かしたまちづくりの推進による「地域の活力の維持・増進」を図ります。さらに、拠点間を相互につなぎ、交流・連携の骨格となる「交通体系」の形成・強化を進めます。

このように各拠点に集積する都市機能を維持・強化し、それらをネットワーク化することは、将来における市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進にもつながり、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らし続けることができる居住環境づくりを支えます。

以上のことから、本計画の都市づくりの基本理念を「元気・安心・快適な暮らしを支える将来にわたって持続可能な『多極ネットワーク型集約都市』の形成」とします。

この基本理念を踏まえ、以下の4つの都市づくりの基本方針を定めます。

### 【都市づくりの基本理念】

元気・安心・快適な暮らしを支える  
将来にわたって持続可能な『多極ネットワーク型集約都市』の形成

### 【都市づくりの基本方針】

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 方針 1 | 県都にふさわしい風格とにぎわいのある大分都心拠点づくり |
| 方針 2 | 地域特性を生かした個性と魅力あふれる地区拠点づくり   |
| 方針 3 | だれもが安心して暮らし続けることができる居住環境づくり |
| 方針 4 | 交流とつながりをはぐくむ公共交通ネットワークづくり   |

## 方針 1

### 県都にふさわしい風格とぎわいのある大分都心拠点づくり

商業・業務をはじめ、医療、福祉、教育、歴史・文化、観光等のあらゆる都市機能が集積する都心拠点の魅力を高めていくため、高次の都市機能のさらなる集積・強化やまちなかの回遊性向上などを図り、県都にふさわしい風格とぎわいのある大分都心拠点を形成します。

#### 主な取組

- 高度で多様な都市機能の集積・強化による中心市街地の魅力向上
- 中心市街地の回遊性の向上と公共交通の利用促進
- 歴史・文化・芸術・スポーツに親しみ、触れあえる環境の充実
- 中心市街地内の低未利用地や既存ストックの有効活用・高度利用の促進

## 方針 2

### 地域特性を生かした個性と魅力あふれる地区拠点づくり

地区の成り立ちや歴史性などを踏まえ、大分都心拠点への一極集中ではなく、旧市町村中心部などに地区拠点を配置し、駅などを中心とした歩いて暮らせる範囲を軸に、地域特性を生かした個性と魅力あふれる地区拠点づくりを進めます。

#### 主な取組

- 身近な都市機能の集積による個性的で魅力あふれる地区拠点の形成
- 拠点周辺における日常生活に必要な都市機能や地域コミュニティが維持できる人口密度の維持
- 地区拠点内を歩いて暮らせるまちづくりの推進
- 公共施設の計画的保全による長寿命化や市民ニーズに対応した効率的な整備

## 方針 3

### だれもが安心して暮らし続けることができる居住環境づくり

市民の多様な暮らし方を尊重しながら、ライフスタイルに応じた居住選択による住み替えなどを通じて、生活利便性・安全性の高い場所に緩やかな居住推奨を図り、だれもが安心して暮らし続けることができる居住環境を形成します。

#### 主な取組

- 公共交通が使いやすいエリアへの居住の推奨
- 災害リスクが低い区域への居住の推奨・誘導
- まちなか・郊外団地・田園・山間部のそれぞれの地区特性を生かした良好な居住環境の形成
- 身近な場所で生活サービスが享受できる暮らしやすい居住環境の形成
- 安心して子育てができる環境の充実
- 空き地・空き家の活用等によるライフスタイルに応じた住み替えの推進

## 方針 4

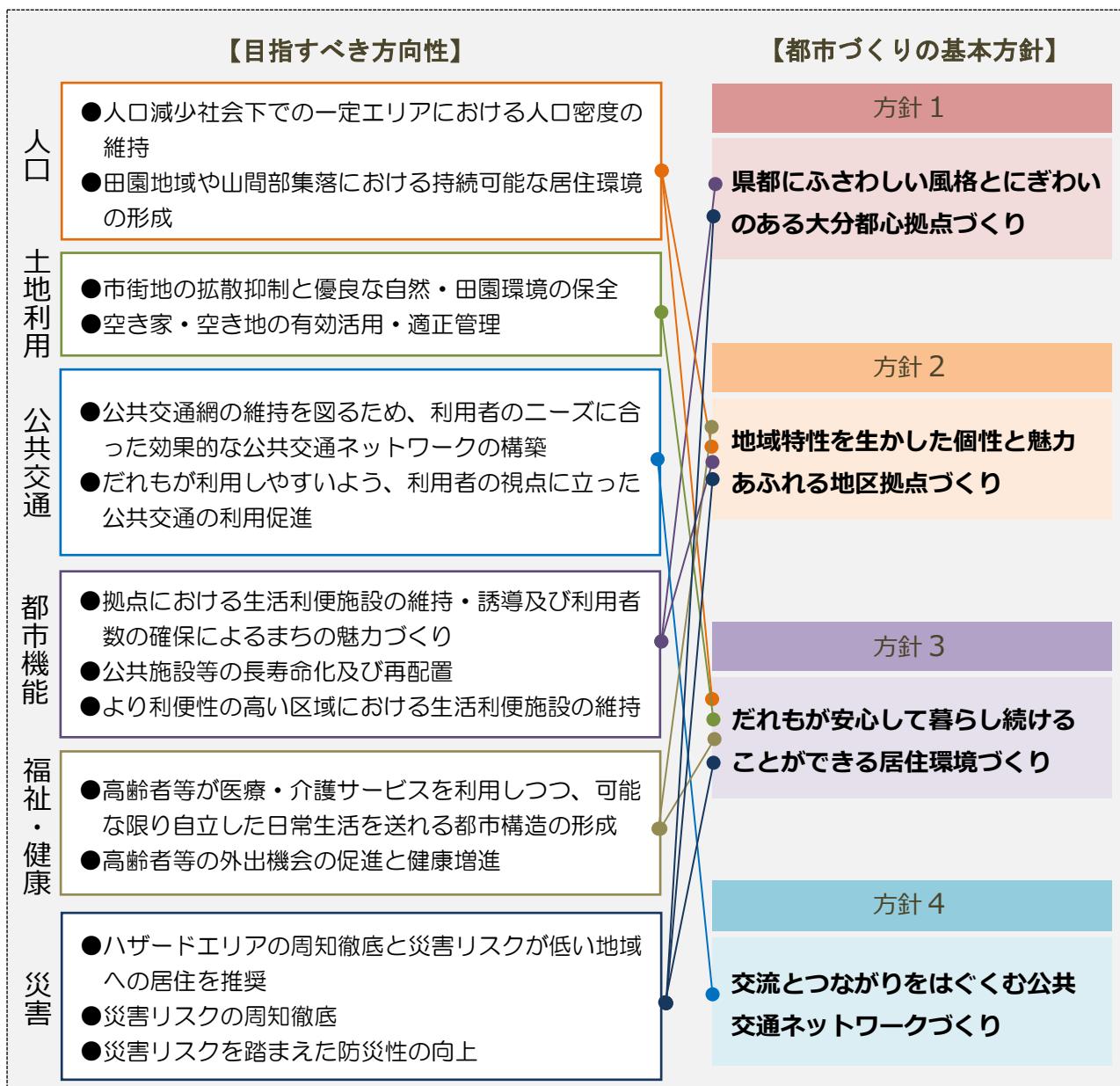
## 交流とつながりをはぐくむ公共交通ネットワークづくり

子どもからお年寄りまですべての市民や来街者が快適に移動でき、自家用車を過度に頼らなくて外出や交流ができる、自立的な暮らしの実現と、鉄道駅等そのものが交流や活動の場となるような環境づくりに向けて、交通施策との連携により持続可能な公共交通ネットワークを形成します。

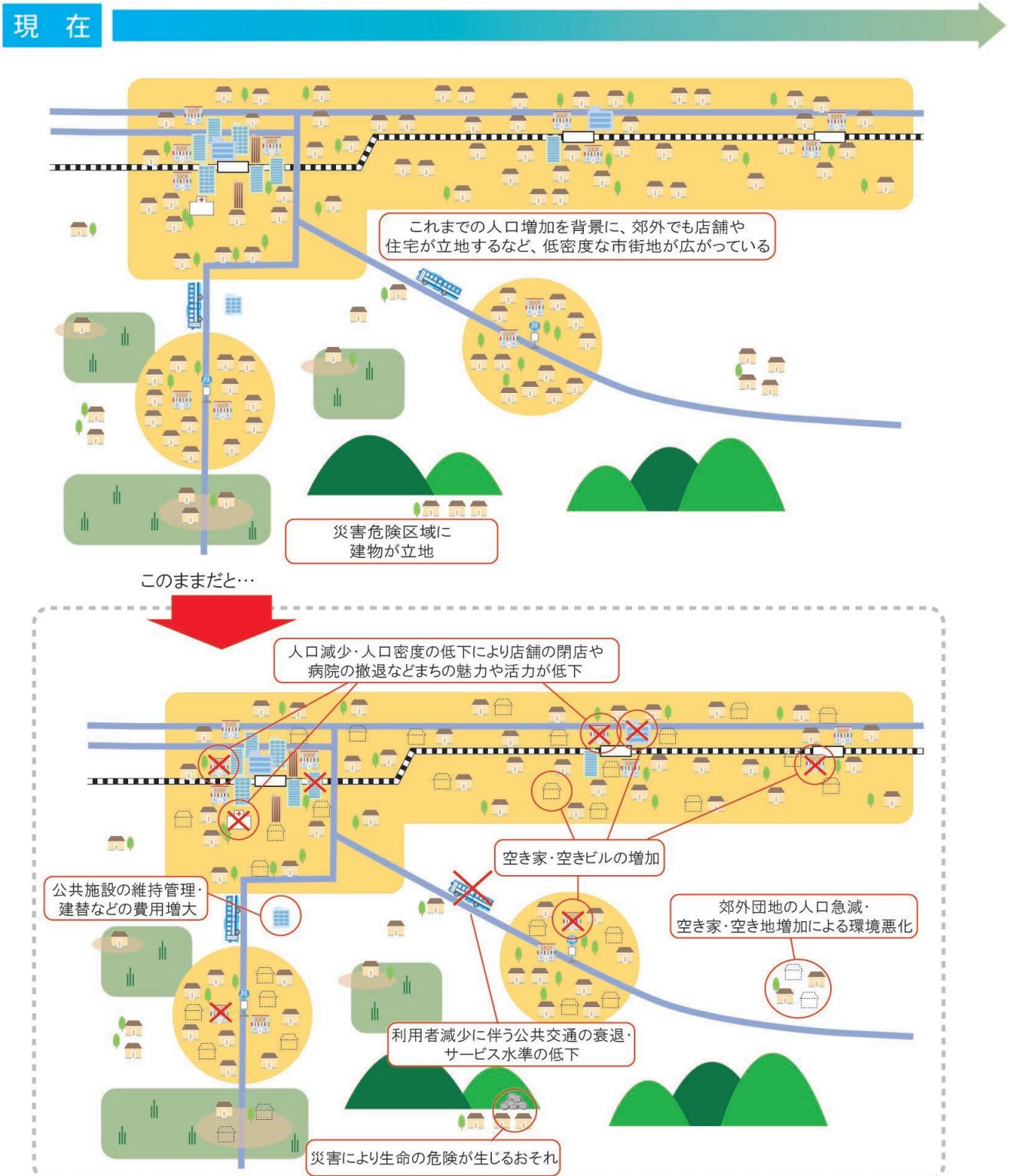
### 主な取組

- 拠点間をつなぐ公共交通軸の維持・強化
- 拠点における交通結節機能の強化
- 公共交通が不便な地域におけるデマンド型交通などの利用者ニーズに合った移動手段の確保・維持
- 交通事業者、市民、行政の連携・協力による公共交通の維持運営

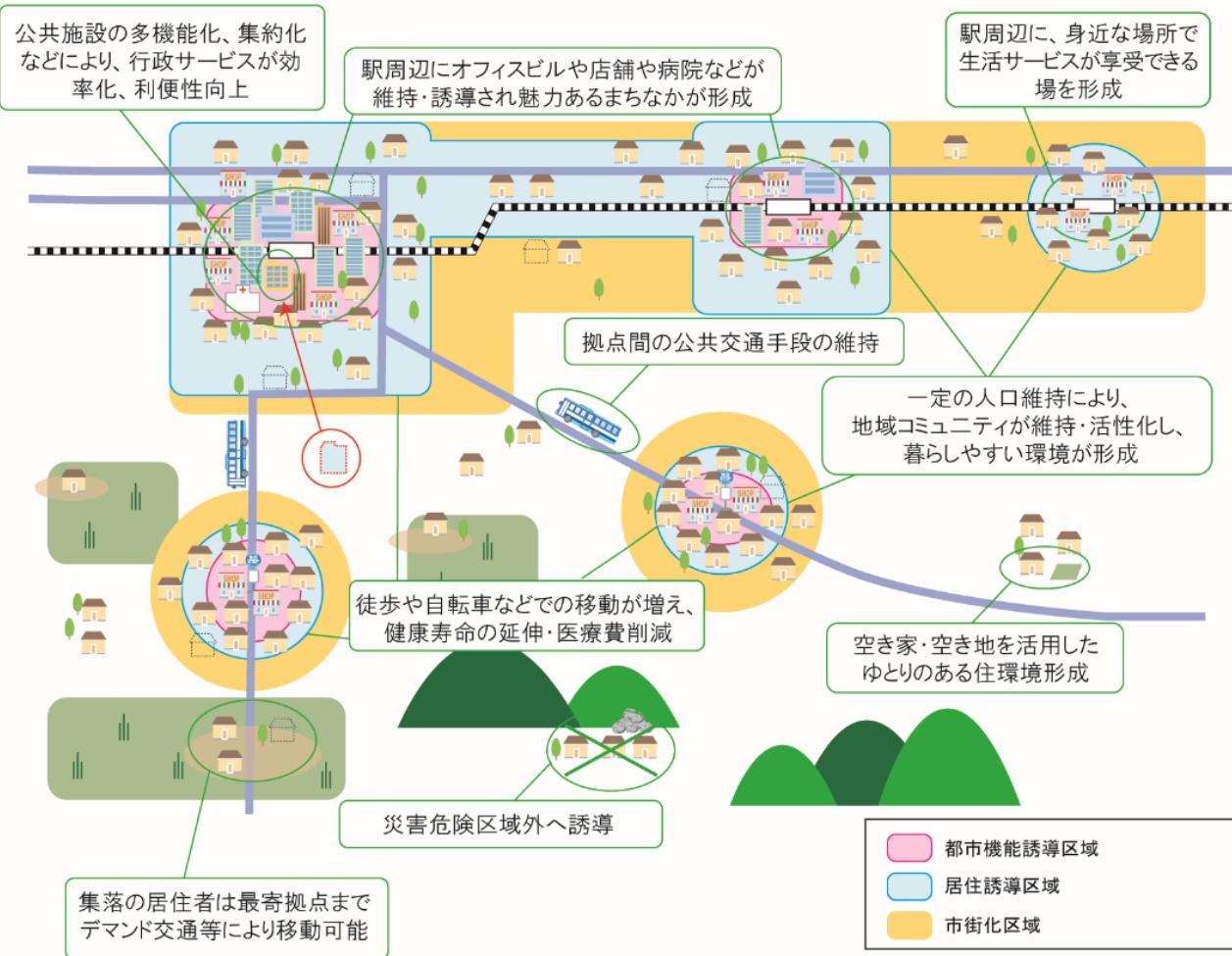
### 【目指すべき方向性と都市づくりの基本方針との関係性】



図：目指す「多極ネットワーク型集約都市」のイメージ



## 「多極ネットワーク型集約都市」のイメージ



都心や地区拠点に活気があって、まちを歩くのが楽しいね

家の近くに店舗や病院などが揃っていて暮らしやすいね

徒歩や自転車での移動が増え、健康増進に役立つね

公共交通が便利になって利用が増えると、環境にもいいね

地域コミュニティがしっかり守られているから、安心して暮らせるね

公共施設の多機能・集約化で行政サービスの利用がより便利になったね

### 3 目指すべき将来都市構造イメージ

目指すべき将来都市構造イメージは、上位計画や都市の成り立ちなどを踏まえ、都市機能の集積を目指す「拠点」と、都市活動を支える主要な交通体系である「ネットワーク（軸）」の考え方などを示します。

「拠点」については、県都として活力ある大分都心拠点の形成を進めていくとともに、旧市町村の中心部など、歴史的に地区の中心的な役割を担ってきた地区等についても地区拠点として位置付け、併せてより身近な区域の拠点となるような鉄道駅等の周辺を居住拠点として位置付けることにより、交通アクセス性の優れた場所に地域特性を踏まえた各種都市機能の維持・集積を図り、個性と魅力ある暮らしやすい都市づくりを進めています。

「ネットワーク（軸）」については、「大分市地域公共交通計画」を踏まえ設定を行います。本市では、自家用車に過度に頼らなくともよい自立的な暮らしを守る観点から、公共交通幹線軸等によって拠点間の連携・補完を促進するとともに、郊外住宅地や田園集落等で暮らす人々も、公共交通ネットワークを利用して、都心部や地区拠点に買い物や通院等に出かけることができる公共交通環境の形成を図ります。

今後は、特色のある拠点の形成、拠点間及び拠点への公共交通ネットワークの形成を図ることで、郊外に広がる農地や森林などの自然環境と調和しながら、だれもが市民生活に必要な機能を充足できるとともに、都市としての価値・活力を高めることのできる将来都市構造に転換するため『多極ネットワーク型集約都市』の形成を目指します。

#### （1）拠点の設定

本市における都市構造の骨格をなす「拠点」については、その地域性と機能的特徴を基に、「都心拠点」、「地区拠点」、「居住拠点」を設定することに加え、大分市地域公共交通計画との整合を図りつつ「交通結節拠点」及び「交通結節点」を設定し、それぞれの拠点の連携・補完により、市民生活に必要な機能を充足できる都市の形成を図ります。

「都心拠点」及び「地区拠点」の区域は、まちの成り立ちや一定程度の人口や都市機能の集積状況、交通利便性の状況等の都市構造評価・分析を踏まえて設定した結果、都市計画マスタープランに位置付けている拠点と一致しています。

##### ■拠点の種類と役割及び区域

| 拠点の種類 | 役割及び区域   |
|-------|--|
| 都心拠点  | 市全体かつ東九州の中核となり、高次で多様な都市機能を備え、集約型都市を先導する都市の顔となる拠点<br>①大分都心拠点（中心市街地及びその周辺部）  |
| 地区拠点  | 地区生活圏の中心となり、その圏域に必要とされる多様なサービスが享受できる拠点<br>合併前旧市町村の単位を基本に以下の9箇所を設定<br>【市街化区域内】①鶴崎地区拠点、②南部地区拠点、③戸次地区拠点、④植田地区拠点、⑤大在地区拠点、⑥坂ノ市地区拠点、⑦明野地区拠点<br>【準都市計画区域内】⑧佐賀関地区拠点<br>【都市計画区域外】⑨野津原地区拠点 |

| 拠点の種類  | 役割及び区域   |
|--------|--|
| 居住拠点   | <p>居住推奨区域の中でも、より身近な区域の生活圏の中心となり、特に利便性が高い区域において人口密度の維持を図っていく拠点</p> <p>①西大分居住拠点、②高城居住拠点、③滝尾居住拠点、④南大分居住拠点、<br/>⑤賀来居住拠点</p>  |
| 交通結節拠点 | <p>鉄道駅周辺など公共交通によるアクセス性に優れた特性を生かしたまちづくりを進める拠点</p> <p>1日平均利用者数が10,000人／日以上の鉄道駅周辺<br/>①大分交通結節拠点</p>   |
| 交通結節点  | <p>地区拠点として交通結節機能の強化を図るエリア</p> <p>【市街化区域内】①鶴崎交通結節点、②南部交通結節点、③戸次交通結節点、<br/>④植田交通結節点、⑤大在交通結節点、⑥坂ノ市交通結節点、⑦明野交通結節点<br/>【準都市計画区域内】⑧佐賀関交通結節点<br/>【都市計画区域外】⑨野津原交通結節点</p> |

## (2) ネットワーク（軸）の設定

都市の骨格として、「公共交通幹線軸」を位置付け、都心拠点と地区拠点、地区拠点間をつなぐ公共交通ネットワークを構築することで、拠点間の連携・交流を強化します。公共交通幹線軸は、複数市町村をまたぐ広域的な移動や、地区拠点間の連携・交流など、多様かつ高度な都市機能が集積する市街地への円滑なアクセスを確保し、市民・来街者の都市活動を支える役割を担います。

また、「拠点間連携軸」は、市内の拠点間を結ぶ公共交通幹線軸としての機能を担うとともに、将来都市構造を誘導するために設定するもので、需要に応じて、1時間に2本以上のサービス水準を確保すべき軸とします。

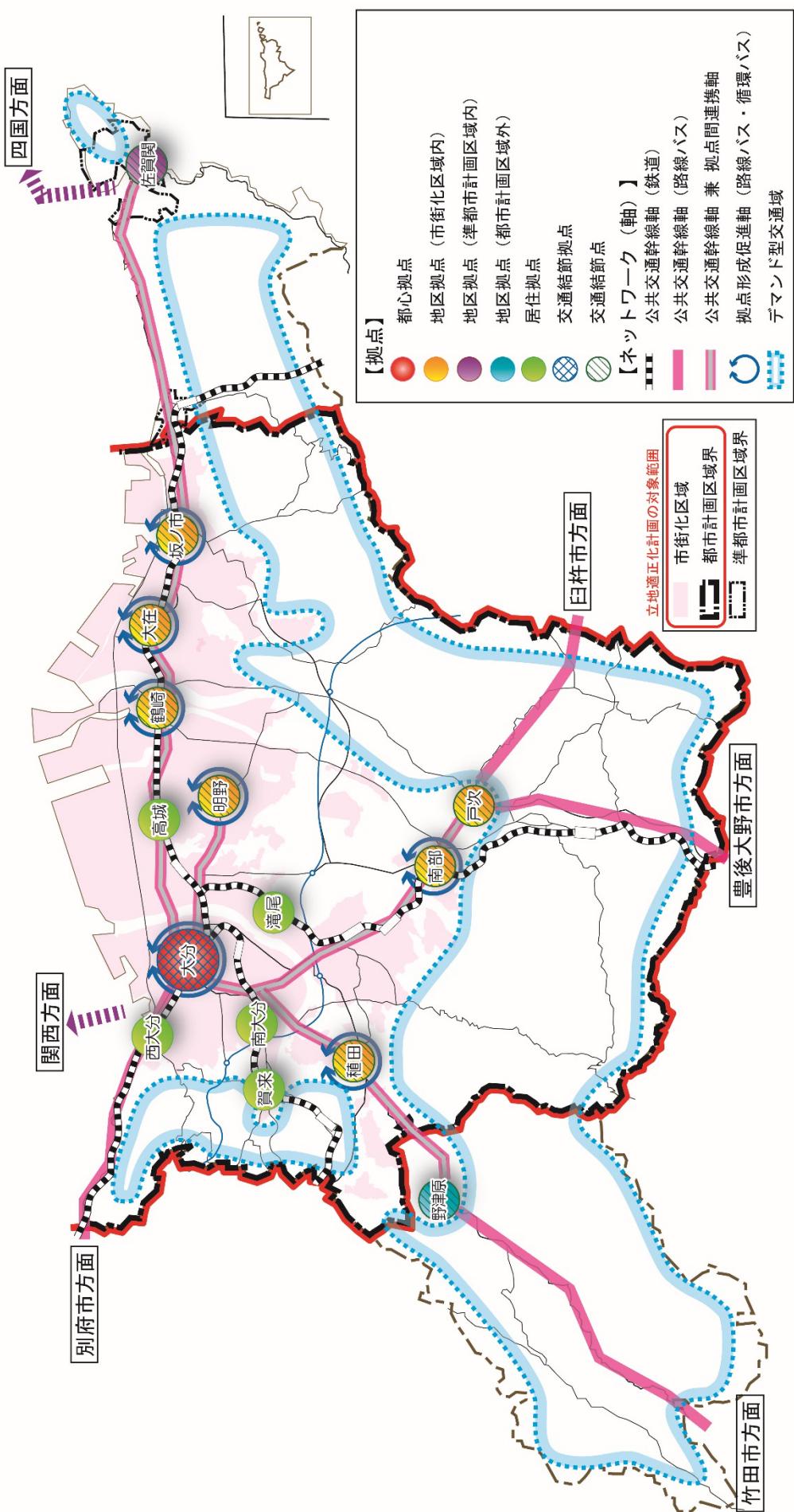
拠点周辺においては、居住地（人口集積地）と各種拠点、鉄道駅などを結び、都市活動を支え、拠点のにぎわいづくりに寄与する軸となる「拠点形成促進軸」を設定するとともに、中山間部や公共交通が不便な地域においては、市民の買い物や通院のための移動手段として、「デマンド型交通」により、交通手段の維持・確保を図ります。

### ■ネットワークの種類と機能分類及び該当する公共交通

| ネットワークの種類 | 地域公共交通計画による機能分類  | 該当する公共交通  |
|-----------|--|---|
| 公共交通幹線軸   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○複数市町村をまたぐ広域的な移動や、地区拠点間の連携・交流など、多様かつ高度な都市機能が集積する市街地への円滑なアクセスを確保することで、市民・交流者の都市活動を支える。</li> <li>○需要に応じて利便性の高いサービスを提供する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フェリー</li> <li>・鉄道</li> <li>・高速バス</li> <li>・大分空港アクセスバス</li> <li>・路線バス（広域幹線）</li> <li>・路線バス（基幹軸）</li> </ul> |

| ネットワーク<br>の種類  | 地域公共交通計画による機能分類   | 該当する公共交通  |
|----------------|---|---|
| <b>拠点間連携軸</b>  | ○市内の公共交通軸としての機能を担うとともに、将来都市構造を誘導するため、需要に応じて、1時間に2本以上のサービス水準を確保すべき軸とする。  | ・路線バス（支線）   |
| <b>拠点形成促進軸</b> | ○人口集積地と各種拠点（商業・医療など）、鉄道駅などを結び、都市活動を支え、拠点のにぎわいづくりに寄与する軸となる。  | ・路線バス（支線）<br>・中心市街地循環バス（大分きゃんバス）<br>・路線バス代替交通（のつはるコミュニティバス、たきおコミュニティバス） |
| <b>デマンド型交通</b> | ○中山間部の生活交通を支える軸となる。<br>○公共交通が不便な地域で、買い物や通院のための移動手段を確保し、路線バスへ接続することで市街地部への移動を可能とする。<br>○利用者ニーズへ柔軟に対応し持続可能な公共交通とするため、地域主体の住民協働型の公共交通を目指す。<br>○車両や運行形態は、地域特性や移動需要に応じて適宜判断する。 | ・ふれあい交通   |

図：目すべき将来都市構造イメージ



### (3) ゾーンごとの居住イメージ

都市計画マスターplanにおける「土地利用の方針」を踏まえ、土地利用類型に応じた目指す居住イメージを示します。

#### ■土地利用類型に応じた目指す居住イメージ

| 都市マスにおける<br>土地利用類型 | 居住イメージ  |
|--------------------|---|
| 中心市街地              | ○商業・業務機能の集積や建物などの共同化、中高層化により、にぎわいのあるまちなかで、多様なサービスが受けられる都市型の居住環境の形成を図る。                                |
| 複合型市街地             | ○中心市街地を取り囲む周辺地域や合併前の旧市町の地区拠点周辺において、公共交通の利便性の向上を図るとともに、生活に密着した施設の誘導を行うことにより、利便性が高く、安心・快適に暮らせる環境の形成を図る。 |
| 住宅市街地              | ○公共交通沿線に居住を誘導し、公共交通の利便性の向上を図ることで、安心・快適に暮らせる環境の形成を図る。<br>○公共交通沿線外においては、これまでどおりの暮らしやすい環境を維持する。          |
| 農地・農住共存地           | ○優良な農地や山林を維持し、自然環境や営農環境と調和した居住環境の維持を図るとともに、利用者ニーズに対応した持続可能な公共交通の維持・確保を図る。                             |
| 山地・丘陵地             | ○優良な農地や山林を維持し、自然環境や営農環境と調和した居住環境の維持を図るとともに、利用者ニーズに対応した持続可能な公共交通の維持・確保を図る。                             |
| 産業・研究施設地           | ○臨海部の工業地や内陸型産業用地については、産業振興・都市活力の向上に資する土地利用を促進するため、居住の誘導は原則行わない。                                       |

図：土地利用方針図（都市計画マスタープランを一部加工）

